

商品概要説明書

(2022年4月1日現在適用中)

1. 商品名	後見制度支援預金
2. ご利用できる方	後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
3. 対象預金	普通預金（決済用口座もご利用になれます。）
4. 取扱店舗	当行の本店及び支店（国内） ※今池ローンセンター支店・エイティエム支店・インターネット支店での取り扱いはできません。
5. 口座開設	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお取り扱いします。 （預金者1名について1店舗のみでしか開設できません。）
6. 期間	期間の定めはありません。但し、以下のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 ・預金者が死亡した場合。 ・家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約する申出があった場合。 ・成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定した場合。 ・未成年被後見人が法定後見制度の対象外となった場合。 ・預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断した場合。
7. 取引店	・ご入金は「指示書」に基づき、当行本支店（国内）にてお取り扱いします。 ・ご出金、解約その他は「指示書」に基づき、口座開設店のみのお取り扱いとなります。
8. 預入 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預け入れいただきます。 ※お預け入れの都度、「指示書」のご提示が必要です。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額
9. 払戻 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払い戻します。 ※払い戻しの都度、「指示書」のご提示が必要です。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額
10. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税	・市場金利の動向等に応じて毎日決定し、店頭に表示する金利を適用します。 （変動金利） ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。 ・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）※ ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。

11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> • 口座開設手数料 11,000 円（税込） • 口座管理手数料 3,300 円（税込）（年間） • 口座開設手数料は口座開設時に当該口座から引き落とします。 • 口座管理手数料は 1 年分を前払いするものとし、毎年 1 月 10 日（休日の場合は翌営業日）に当該口座から引き落とします。なお、口座開設日の属する年は口座開設日の属する月を 1 ヶ月目とし、その月から月割り計算により口座開設時に当該口座より引き落とします。 • 解約があった場合は解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割り計算により返戻します。 • この預金口座について、定額送金目的で自動送金サービスを利用する場合、「指示書」記載の交付金額とは別に、当行所定の取扱手数料及び振込手数料を、振込の都度、この預金口座から引き落としするものとし、
12. 付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭裁判所より定時定額送金の指示書がある場合、自動送金サービスの利用が可能です。ただし、この場合、当行所定の自動送金手数料及び振込手数料が送金の都度必要となります。（送金日は当行所定の日となります）
13. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> • 適用されます。 （1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） • 別途特約することにより、利息を無利息とし、預金保険による全額保護対象となる「普通預金（決済用）」とすることができます。
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> • キャッシュカードの発行はできません。 • 総合口座としてご利用いただくことはできません。 • A T M、インターネットバンキングでの取扱いはできません。 • 公共料金・学納金等の自動支払い、給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。 • 各手数料については将来変更になることがあります。 • 「指示書」の内容や有効性に疑義があると当行が判断した場合はお取り扱いできません。 • 少額貯蓄非課税制度（マル優）のご利用はできません。
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>